

市民厚生常任委員会（12月7日）

開会（8：59）

○青島委員長 ただいまより市民厚生常任委員会を開会する。

当委員会に付託された議案は8件である。審査順序はお手元に配付の審査順表のとおり、市立病院、市民部、こども未来部、健康福祉部として進めたいと思うが、御異議はないか。（異議なし）

市立病院所管の議案の審査に入る。

議第66号「平成29年度焼津市病院事業会計補正予算（第1号）案」を議題とし、当局の説明を求める。

（当局説明）

○青島委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○村松副委員長 オブジーボとC型肝炎の収入の見込みを2億300万8,000円より見込んでいますけれども、このいわゆる積算根拠というのがもしわかれば、いわゆる単価とか、いわゆる予定している患者数とかというの、もしわかれば教えてください。

○寺田医事課長 ただいまの村松委員の質問に対してなんですが、オブジーボにつきましては100ミリグラムの規格と20ミリグラムの規格があります。これにつきまして、100ミリグラムにつきましては薬価が72万9,849円で、20ミリグラムが15万200円と、非常に高額で、患者様の体重によりまして、100ミリを1本使って、あと20ミリを何本というような形になっていくものでございます。

実際、患者さんにつきましてはそんなに多くはないわけなんですけど、胃がんの適用が9月からふえたということで、だんだんふえていくというような予想をされております。

胃がんの患者さんに、全てに使うかということ、そうではありませんで、当然、適用がある患者さんということですので、その数はちょっときょう今把握をしておりますが、積算をしますと毎月2人ないしは3人ぐらいということで考えておりますので、今、補正予算の収入のところにあります2億300万8,000円というような金額を増額補正させていただいているところでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○村松副委員長 わかりました。これは、今言っているのはオブジーボで、C型肝炎のほうとは、その辺の区別がちょっとわからないんですけども、もう一遍お尋ねします。

○寺田医事課長 C型肝炎の治療薬につきましてはハーボニーとソバルディというものがございまして、これは外来の処方という形で、患者様は自宅で飲まれるものでございまして、これにつきましても1錠が、ハーボニーにつきましては5万4,797円、ソバルディにつきましても4万2,240円ということで、約3カ月間飲むというような薬でございます。そうすると、非常に高額になりますので、その分の、院外処方から院内に切りかえましたので、その分を見越して増額補正の中に、先ほど申しました2億300万8,000円の中の収入ということでさせていただいております。

以上です。

○村松副委員長 了解です。

○松本委員 1つだけ、私、聞き落としたかもしれませんので、教えてください。

棚卸資産をふやすわけですね、棚卸資産。

○村田経理課長 そういうことになります。

○松本委員 これは、今の薬品の関係でふやすということですか、主に。

○村田経理課長 今回の棚卸しの購入限度額の増額でございますけれども、材料費として医薬品費については、棚卸しの取り扱いをしております。

したがって、一旦、購入については、在庫として計上しつつ、必要その都度に出庫をしていくということになりますので、必要な棚卸し限度額につきましても限度額を増額させたいということでございます。

○松本委員 了解。

○杉田委員 今、がんの薬が1回に100ミリグラムと、あと20ミリグラムを追加して、全体でこのぐらい、それから、先ほどC型肝炎の場合には3カ月ぐらい服用しなきゃならないというのがあったんですけど、がんのこの薬というのは、どのぐらいずっと服用し続けるのか、どのぐらいの間隔で飲むのかわかりませんが、それで、これが今、月二、三人という利用の方だということなんですけど、これが今後どのぐらいふえるというふうに予測しているんですか。

○寺田医事課長 今、見越している人数なんですけど、オブジーボに関しては月平均で6人ぐらいというような形、C型肝炎につきましても5人から6人、5.3人という数字を出しておりますが、5人程度のということで見越しております。

以上です。

○杉田委員 結局、ふえていくというのは、胃がんにも一部に適用されていくということで、その適用される方がふえること、範囲が広がることによってそれがまた、こんな高額であってもふえていくだろうという、そういうことでよろしいですか。

○寺田医事課長 胃がんの抗がん剤というのはたくさんあるかと思いますが、当然、その方に効く効かないというのはあるかと思います。どの薬が効く効かないというのは、医者がそれぞれ、今出ている薬も含めて判断して使用していくということになりますので、今申し上げた人数が必ずしも全てに、今申し上げた薬の該当になるということとはわからないところですが、予想ということで今申し上げましたC型肝炎5.3人、オブジーボ6人というような形の月の平均の、使うんじゃないかということで試算をさせていただいております。

以上です。

○杉田委員 それで、この高額、すごいですよね。間隔がちょっと今お答えになかったんですけど、どのぐらいの、この金額が、患者の負担が減るわけじゃないですよね。高額医療の問題は当然、後で減額されるようになるかもしれませんが、どのぐらいの間隔で飲まなきゃいけないもので、患者の負担というのはどのぐらいになっていくのか、ちょっと教えてください。

○中島薬剤科長 まず、オブジーボの治療につきましても、オブジーボは注射薬で、点滴の治療薬になります。抗がん剤の治療につきましても、レジメンといいまして、治療計画というものがそれぞれの薬剤、がんの種類によって決まっております、このオブジーボにつきましても2週間に1回の投与になります。ですので、患者様につ

きましては、一月に2回点滴をしていただく形になります。

1回の点滴で、大体薬剤費で120万円くらいになると言われておりますので、1人の患者さんが1カ月に使用する薬剤としては240万円くらいというような、そのくらいの非常に高額な薬剤になるということになります。

ハーボニーにつきましては、先ほどお話しさせていただいたように、1回1錠の毎日服用で3カ月間の服用期間というふうに決められております。

オプジーボにつきましては、治療効果というものを確認しながら治療の継続というものをしていきますので、治療効果が見られている間は継続して使用されるということになります。

○杉田委員 了解です。

○秋山委員 このハーボニー等の処方について、ことしの9月から院内処方に変更になったという、そのことによって服用に際しての注意だとかトラブルを防げるということだと思んですけども、これって同様に、それまで院外だったものが院内処方になるという傾向というのは、今後どのように考えていらっしゃるのでしょうか。それ以外の薬についてもいいんですけど。

○中島薬剤科長 当院におきましても医薬分業というものを進めておりますので、現在も院外処方箋発行率というものは92%から93%くらいを前後しているのが現状であります。

そういった中で、なぜ当院で今回、C型肝炎のようなお薬を院内にしたかということにつきましては、やはり患者様の服用に関する副作用の確認ですとか、そういったものは全ての医薬品に通じるものだとは思んですけども、例えば、今回のC型肝炎のお薬につきましては、治療期間、定められているというのがありますし、きちんと服用しないと菌が、耐性菌といいまして、ウイルスのほうが、服用を忘れてりすることによって薬がだんだん効かなくなってしまうというような懸念がございます。

特に、こういった高額な薬剤につきましては、治療が失敗すると、またさらに高額な治療費がかかるというようなことがございますので、薬剤によって薬剤師とか病院側の判断によりまして、このように院内処方で扱うようなお薬が今後ふえてくる可能性はあるかと思えます。

○杉田委員 今の棚卸しの限度額、約2億円増額するんですね。

○村田経理課長 1億8,000万円。

○杉田委員 1億8,000万円、今のがんのオプジーボ、1人が月240万円、ずっと続くかどうかちょっとわかりませんが、続くとすると、240万円が6人ぐらいになるだろうという、そういう試算みたいですけど、そうすると、大体1年間で1人1,440万円ぐらい、その10人分ぐらいをふやすということでもいいのかな、単純な計算で申しわけないんですけど。

○中島薬剤科長 先ほど私の発言の中に少し間違いがありましたので訂正させていただきます。

オプジーボにつきましてはですけども、1名の患者に一月に使用する金額は120万円程度です。先ほど240万円とお話しさせていただきましたけれども、120万円程度に修正させていただきます。

○杉田委員 1回が120万円で、一月2回……。

○中島薬剤科長 一月が120万円程度です。患者様によってばらつきがありまして、体重によって金額が変わってきまして、単純に体重1キロ当たりで11万円ぐらいというようなことになりますので、患者様によって50キロの方もいれば70キロの方もいらっしゃるということで、その幅があるものですから、そちらを平均すると一月当たり120万円ということになります。

現在でも、肺がんの患者様には大体月平均で6名程度の患者様にずっと使われてきておりまして、それに加えて胃がんの患者様に適用が広がったことによってプラス4名から6名程度が上乘せされるというような形になりますので、その120万円掛ける、大体4名とか6名とかというような部分が今回のオプジーボの補正予算として計上されるというような形になるかと思えます。

○杉田委員 以上です。

○村松副委員長 もう一回いいですか。これ、保険の適用なんかはどうなるんですか、教えてください。

○寺田医事課長 これにつきましては高額医療の適用になりますので、その方の、患者さんの収入に応じまして限度額というものが決まっておりますので、そのような形の手続に基づきますので、金額は高額ですけど、患者様が100万円払うとかという話じゃなくて、その限度額に応じた金額をお支払いいただくというようなことになります。

以上です。

○村松副委員長 了解。

○青島委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第66号「平成29年度焼津市病院事業会計補正予算(第1号)案」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○青島委員長 以上で市立病院所管の議案の審査は終了した。

市民部所管の議案の審査に入る。

議第56号「平成29年度焼津市一般会計補正予算(第4号)案」中、市民部所管部分を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

○青島委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○秋山委員 済みません、直接、補正予算のほうに議案として市民部から出されているものではないんですけども、総務のほうでマイナンバーカードのシステムの維持管理費で2,200万円というのが出ているんですけども、それで、その内容は女性の旧性併記に対応できるようにというシステム改修ということなんですけど、そうすると、今回は直接な関連はないかもしれませんが、住民基本台帳についての給与費云々ということが出ていますけれども、こういった住民基本台帳ですとか、市民部でさまざま申請であるとか、こういった書類についての旧性併記についても何か関係を及ぼすのではないかなと思うんですけど、ないですか。

○塩原市民課長 市民課長の塩原です。

ただいまの秋山委員の御質問なんですけれども、旧性併記に係るシステムにつきましては、市民課のほうの管轄ではなく、情報政策課のほうでシステム改修に係る部分については予算計上等をさせていただいておるものでございます。

市民課にかかわる部分につきまして、住民票であるとか申請用紙、届け書にかかわる部分について、旧性を併記しなければならない部分についてはこれから検討させていただいてというような形になるかと思えます。

以上ですけれども、説明させていただきました。

○青島委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第56号「平成29年度焼津市一般会計補正予算(第4号)案」中、市民部所管部分は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○青島委員長 議第58号「平成29年度焼津市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)案」を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

○青島委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○杉田委員 今、60ページのところで、一般管理職員の給与の問題、それから、課税徴収職員の増額なんですけど、ここは何人ずつふえたんですかね。

○橋ヶ谷保険年金課長 職員の人数的には変更がございませんで、要は、私もそうなんですけれども、人事異動で4月から保険年金課のほうに異動がありまして、職員の入れかえがありましたので、その分のいわゆる増減という内容になっております。

以上です。

○青島委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第58号「平成29年度焼津市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)案」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○青島委員長 議第63号「平成29年度焼津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)案」を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

○青島委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。(なし)

質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第63号「平成29年度焼津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)案」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○青島委員長 以上で市民部所管の議案の審査は終了した。

暫時休憩する。

休憩（9：53～9：58）

- 青島委員長 会議を再開する。
 - こども未来部所管の議案の審査に入る。
 - 議第56号「平成29年度焼津市一般会計補正予算（第4号）案」中、こども未来部所管部分を議題とし、当局の説明を求める。
 - （当局説明）

- 青島委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。
- 杉田委員 23ページの一番下の放課後児童クラブ運営費事業費、これに2,700万円くらい、これの内容について教えてください。
- 見原子育て支援課長 国の放課後の運営の基準額が増額改正をされたということに伴います増額ということになっております。
 - 放課後児童健全育成事業の委託費が全体で2,297万円ほどの増額となっております。
 - また、賃借料の補助ということで、63万6,000円の増額となっております。
 - あと、障害児の受け入れ強化推進事業費ということで、およそ360万円ほどの増額です。
 - あとは、ひとり親の家庭の児童クラブの利用支援事業ということで、これ、県の新規事業でございますけれども、そちらのほうの増額ということで、およそ210万円ほどの増となっております。
 - あとは、市の単独でございますけれども、多子世帯の利用料の助成ということも135万円ほどの増と見込みでさせていただいております。
 - あとは、夏季休暇の開設と、本年度は夏季休暇限定のクラブを開設させていただきましたけれども、その部分にかかるものにつきましておよそ110万円ほどの見込みをいただいております。
 - あと、大井川南の放課後児童クラブの浄化槽が故障をしたので、緊急工事をさせていただきました、その流用の見込みで一応470万円ほどの見込みということで補正のほうをお願いさせていただいております。
- 杉田委員 今の資料って、どこかに出ていたか。どこかに出ていた、今の説明は、内容。もらっていたっけか。参考資料にあったか。見つけられなかったもので、ごめんなさい。
- 青島委員長 ないよ、この中には。
- 杉田委員 後でくれますか？
- 見原子育て支援課長 後ほど準備させていただきます。
- 青島委員長 お願いします。
- 杉田委員 ちょっと、関連。きょう、資料をちょっと、資料というか広報に、12月の広報だったかな、この学童の関係で和田のかえる何とかという、あれが色つき、色がそこだけ、あれ、もう一回見ればいやと思って、それ、持ってくるのを忘れちゃったんだけど。
- 秋山委員 予定が入っていなかった、予定がかえるクラブだけ。

- 杉田委員 どういう意味なのかなと。
- 中野こども未来部長 かえるクラブにつきまして、来年度の運営を、放課後児童クラブがなくなるという意味じゃなくて、運営の形態をどのようにするかということで、地元で協議中だったものですから、それであるような形で、詳細は1月でということを表示をさせていただいたところでございます。
- 杉田委員 なくなるよなね。
- 中野こども未来部長 なくなることはありません。ただ、運営形態が今、自治会で児童育成会というものを立ち上げてここ40年ほど運営してきたわけなんですけれども、大分いろんな諸事情で、自治会単位での運営が大変だということで、その辺をちょっと見直し、みんなで相談したいということがありましたものですから、その関係でちょっと今回は、クラブ自体がなくなるということは決してありません。その辺も保護者の皆さんには役員を通してお伝えはしているところでございます。
- 杉田委員 今、継続審議中だもんで、まだ計画が出ない、できないということ。
- 中野こども未来部長 そうです。来年度、どのような運営母体になるか、ちょっとまだはっきりしていないものですからということ。
- 杉田委員 近々にははっきりするんだよね。
- 中野こども未来部長 もう大体、方向性はいただいているものです。
- 杉田委員 わかりました、また教えてください。
- 村松副委員長 25ページのチビッコ広場なんですけど、今この返還撤去費、返還するための撤去費が145万4,000円計上されたということで伺いました。
- ここについて、こういう傾向というのはどうなのかなということと、チビッコ広場自体の利用状況なんていうのはどうなっているのかということと、それで、ここは借地しているだけで、借地権の設定なんかはどうなんでしょうと、この3つをちょっとお尋ねします。
- 見原子育て支援課長 近年、チビッコ広場の傾向、今34カ所、チビッコ広場、開設をさせていただいております。
- その中で、やはりなかなか、そういう地権者、いわゆる相続の関係なんかで、どうしても相続税をちょっと工面しなきゃならないので、ちょっと土地を売却したいから返してほしいというような御要望とかというものがございます。
- そういうものの中では、2年ほど前にもそういう形で1件、返還をさせていただいたところがありますけれども、今回の場所につきましても、このような形の中で地権者から返還要望があったということで、今後も多分、そのような形でお話があるのかなというように感じをいただいております。
- あと、広場の利用状況でございますけれども、いわゆるチビッコ広場という名称で、どうしても小さな子どもさんが遊ぶという部分で捉えがちなんですけれども、いわゆる小さな公園というような意味の中では、あくまでも地域に開放というおかしいんですけど、いわゆる自治会のいろいろな集まりとか、お祭りのときの場所とか、あと、不燃物の収集の場所とか、いろいろな、多種多様な用途で使っていただいております。
- ただ、年々、お子さんが遊ぶというようなものというのはだんだん少なくなってきているのかなと。今、グラウンドゴルフを利用されている方が多くなってきております。

それと、借地権の設定の件でございますけれども、あくまでも借地料を支払うのみで、借地権の設定というものはしておりません。

○村松副委員長 了解しました。

それと、いわゆる返還するとそこにあった土地が、ゾーンで考えた場合に、そこにあったチビッコ広場がなくなっちゃうんですか。そうすると、地元の人たちは代替施設という要求とか、その辺はどうなっているんですか。

○見原子育て支援課長 基本的になくなってということになると、地元としてはやはり代替という、そういう部分の中でお話があれば、一応代替場所の位置とか、そういうものを検討する中で、地元の方とお話をさせてもらうというような形をとっています。

○村松副委員長 了解です。

○秋山委員 私のこの件、ちょっと詳しく教えていただきたいなと思っていたところだったんですけども、つまり、数は減らさない方向を市としては持っているということではないのでしょうか。

○見原子育て支援課長 いわゆる設置の要綱という、そういうのがある中で、一応今は34というお話させていただきました。

1カ所お返しすることになると、来年度以降33カ所になりますけれども、基本的にそこを上限というんでしょうか、そういう部分の中で今のところ考えさせていただいております。

○秋山委員 それは地域の意思といいますか、それと調整しながらということですか、そういう意味ですか。

○中野こども未来部長 もちろん地元で最初お話をして、それで地元と同意をした上で今回もこういう返還ということになっていますので、もちろん、その後、どうするかについては地元から等も調整しながら、地元の意見も伺いながらということで進めてまいりたいと考えております。

○秋山委員 それで、維持管理費として今回、撤去費用が145万4,000円ということなんですけど、34カ所が33カ所になるということで、そうすると、運営の補助もされていたんじゃないかと思うんですけども、それも補正で変わってくるということはないのでしょうか。

○見原子育て支援課長 地元の自治会に管理運営のほうを委託させていただいております、広場ごとに。そういう部分の中では、その部分が、自治会との委託契約がなくなるという形になります。

○秋山委員 それは、そうすると次年度の数字が変わってきますということですよ。今の御説明だと。

○見原子育て支援課長 自治会に、例えば複数持っていれば、その部分がマイナス1ということに、自治会でカウントするということになります。あくまでも、広場単位で契約をさせていただきますので、それに対して維持管理というのを地元自治会のほうに委託契約をさせていただいていると、その部分が次年度、1つなくなるということになります。

○松本委員 多分、要は、補助金という中、運営費を出しているでしょうと。その運営費は、減額しなくてもいいですかと、今度の補正で。だから、これを補正するのを今、総

務のほうでやっているわけでしょう、自治会のほうへやるというのなら、それとも、この会計でやっているなら、それがマイナスにならなくてもいいですかと、そういうことだな。

- 中野こども未来部長 委託料という形で地元にお支払いをしているんですけども、今年度についてはもう3月までは管理が続きますので、それにつきましては、今は34カ所で、委託料のほうの変更というのはございません。

来年度の当初要求の中では33カ所ということで、要求のほうはさせていただいているところがございます。

- 村松副委員長 もう一点、いいですか。25ページの保育職員給与費、それと、その上の民間保育所等給付費、この件なんですけど、この前、政府のほうが来年度で民間保育所の保母さんの給与を、一番安いランキングになっているから値上げしたいと、目標額10万円と出ていましたけど、その辺についてちょっと今入っている情報を教えていただければありがたいです。

- 増田保育・幼稚園課長 来年度、保育士の処遇改善については、特に情報がまだ来ておりません。

ここの補正で今回お願いしている部分につきましては、保育士の処遇改善というのは昨年度なんかもいろいろ話題になったんですけども、公定価格が改訂をされていて、その公定価格改訂の内容としましては、保育士の処遇改善という部分が反映されているんですね。

例えば、園長とか主任保育士というのがいるんですけども、それを除く、その下のレベルの、次のリーダーのような人たち、その人たちは月額4万円増額すると、それが、全体でいうと保育士の多分3分の1ぐらいに相当するみたいなんですけども、そのまた下の段階の人たちが月額5,000円、さらに、全職員、全体が月額6,000円程度という、3段階で処遇改善を図るということで、公定価格が改訂されております。その部分が反映されているのが今年度です。来年度につきましては、さらなる処遇改善ということがあると思うんですが、その点についてはまだ情報が来ておりません。

- 村松副委員長 課長、今おっしゃったのは、これはあくまでも民間のレベルなんですか。これ、いわゆる公があると思うんですけど、それと、公共でやっている、市でやっている保育所と民間の保育所との、保母さんというの、給与バランスというのはどうなっているんですか、教えてください。

- 増田保育・幼稚園課長 民間と公立ですと、初任給は大体同じぐらいなんですけど、民間のほうは民間の法人の給料表がありまして、それに基づいて給与が支払われていると。市の公立のほうは、保育士については行政職の給与表を当てはめていますので、我々と同じ給与体系になっているので、公立のほうについて、民間のほうで言われているような処遇が低いとか、そういったことはないと考えております。

- 村松副委員長 了解です。

- 青島委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第56号「平成29年度焼津市一般会計補正予算（第4号）案」中、こども未来部所管部分は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○青島委員長 以上でこども未来部所管の議案の審査は終了した。

健康福祉部所管の議案の審査に入る。

議第56号「平成29年度焼津市一般会計補正予算（第4号）案」中、健康福祉部所管部分を議題とし、当局の説明を求める。

（当局説明）

○青島委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○松本委員 ちょっと教えて。この中の金額じゃないんだけど、長寿を祝う会のときに75歳になった人たちは3,000円だかくれるじゃんね、券を。

そのやつは、券を使ったら、その使ったお店から市のほうへ請求が来るわけでしょう。そういうお金というのはこういう会計からは、どこからあれするんですか。例えば、預かり金みたいに預かっていて、予算をもらったやつを何かで預かっていて、その都度払っていかなきゃいけない。その項目はどこで払うんですか。

○小泉地域包括ケア推進課長 健康長寿を祝う会、予算のほうでその分を持っていて、市のほうで直接払う形をとっています。

○松本委員 そうすると、その年度で全部使い切ってくればいいんだけど、そうでない場合には来年度の予算のときに、今年度でまだこれだけ、要は券を出したんだけども消化していないよと、そういう見込みでもって来年度は予算を組むわけ。

○小泉地域包括ケア推進課長 今年度の分は2月末で使用期間が切れます。ですので、それまでの間に使っていただいたのを今年度の予算で支払いますので、引き継ぎということとはしておりません。

○松本委員 そうすると、要は、今年度、もし予算でもって余っちゃったら、それは不用額になって出てくるわけね、決算のときに。

○小泉地域包括ケア推進課長 はい。余った分はもちろん不用額についていますけど、ただ、実際に予算を組むときにもこのぐらいの方が使用するという見込みで予算も組んでいます。

○松本委員 了解。

○杉田委員 今の最後の債務負担行為のところなんですけど、集団検診、この事業のこの債務負担行為になっていく、それと直接関係するかどうかわからないんだけど、前回もちょっとお聞きしたんだけど、この集団検診率、これはちょっと今後、税金との関係ですごく大きく関係してくるようになっているもので、ちょっとこの集団検診のその事業との関係で、どんなふうに取り組もうとしているのか、ちょっと聞きたいんですけど。

○吉田健康づくり推進課長 集団検診は、これは今がん検診の関係の集団検診の債務負担行為をお願いしているものなんですけれども、受診率につきましても、毎年、集団検診を実際にやっておりますけれども、主に子宮がん、乳がんの検診を中心とした婦人科の検診の集団検診となっております。

そちらのほうの受診率は、集団検診をやっていることによってかなり保たれているということはありますので、集団検診をやるということは受診率の向上に効果があると考えております。

○杉田委員 自分がよくわかっていない問題なので、ちょっと。

いわゆる特定検診だとか、ああいうものの集団検診と違うんだね、これ。違うんですよ、これ。その辺の違いがちょっとよくわからないというのがあるんだけど、今、乳がんとか、そういうものの集団、この検診というのは、今までどのくらいの割合で、これもすごく、まだ余り普及していないという言い方はおかしいかもしれないけど、率としてどのくらいの人たちが受けているのかなというのがちょっとわからないんですけど、今まで大体何%くらいの人たちが受けていて、それを、集団検診というものを進めながら、どんなふうに今後もやっていこうと。今までこうだった、来年以降もこういうふうに行きたいよという、その辺をちょっと教えてもらいたいんですけど。

○鈴木健康政策課長 率のほうはまた吉田課長のほうからお話ししますが、最初の杉田委員がどうかいった話の部分については、最初におっしゃっていた部分は、保険者努力支援制度の中での検診率が云々かんぬんというのは特定検診のほうになりますので。

今、こちらのほうでお願いしてある債務負担のほうは、特定検診の部分じゃなくて、今、吉田課長が話した胃がんの検診であるとか乳がん検診だとか、そちらの部分ですので、検診の種類としては杉田委員が心配していた部分とは違う部分だということをまず御理解ください。よろしいですか、そこは。

○杉田委員 自分の中でちょっとごっちゃごちゃになっているもんで。

○吉田健康づくり推進課長 受診率につきましては、細かい数字は本日ちょっと持参しなかったものですから正確なところがお伝えできなくて大変申しわけないんですけども、なかなか市の行っているがん検診につきましては対象者がほかの職域でがん検診を受ける人とか、あと、人間ドックで受ける機会のある人を除いた、受ける機会のない人という出し方をするものですから、国や県も受診率の出し方に大変、数字のところは戸惑いを持っている状況なんですけれども、ただ、現状では県が40歳から65歳を対象として受診率を出しているものがございまして、そちらにつきましてはおおむね、先ほどお伝えしました子宮がん、乳がんの検診については60%くらいは受けているというような状況なんですけれども、ほかの胃がんとか肺がん検診につきましてはもう少し低い受診率となっております。

ただ、集団検診をやることで、この集団検診につきましては、一度に子宮がんと乳がん、あるいは胃がんと肺がんの検診が受けられるというような状況もつくり上げていきたいということで今取り組んでいるところですので、一度に幾つかの検診を受けることで受診率が上がっていくのではないかとというふうに考えております。

○青島委員長 今、最後に言ったの、今後の形を考えているという部分の話ですね。最後に言っていた部分です。一度に……。

○吉田健康づくり推進課長 今年度も一度にやるように準備を、今年度からさせていただいているんですけども、なかなか一度にそれだけの検診車をそろえるというのがなかなか大変な日程調整になっているものですから、来年度は本当にしっかりと一度に幾つもの検診が受けられる日程をしっかりと組んでいきたいというふうに考えております。

○秋山委員 23ページの民生委員費のところ、これが20万1,000円は県単価アップに伴うものということなんですけれども、何に対する単価で、どういうことなのかちょっと教えてください。

○石原地域福祉課長 民生委員の活動に関しましては、県のほうがその活動に対して負担をしておりまして、現状、1人当たり5万8,200円の、民生委員1人当たり、県のほうの負担がございます。

そちらが、5万9,000円になったということで、1人当たり800円活動費が多くいただけるような状況になった。それを今回補正させていただくということでございます。

○秋山委員 先日、民生委員の制度100年の式典があって、そこに行かせていただきましたけど、やっぱりすごくいろんな課題もある、高齢化されていることとか、活動の、かなりいろんなところで民生委員にというような、活動の範囲とか課題が複雑多様化しているといいますか、そういうところで、期待されているところも多いんだけど、非常に現場は大変だということもあると思うので、もしそれに対して今後こういう対策を考えたいというようなことがあれば教えてください。

○石原地域福祉課長 ただいまおっしゃっていただいたとおり、民生委員の活動に対しては、非常に広範囲にわたっております。近年、課題の種類もやっぱりふえておりまして、それに対する市民の皆さんの期待ということも大きいと思っています。

ただ、そうは言いましてもやっぱり民生委員さん一人一人ができることというのはなかなか限られておりまして、そういったことについて、民生委員の役員会なんかでも、どういったことができるかというお話はさせていただいてまして、それをやっぱり自治会の方初め、市民の皆様に広く、民生委員の活動ってこういうものだよというのを理解していただくような啓発活動というか、そういったものが必要かなというふうに考えていますので、また広報やいろんな会議の機会を通じて、そういったことを啓発、PR、お願い等をしていきたいというふうに思っております。

○秋山委員 別件です。

同じく23ページのところで、システム改修として805万7,000円とあります。この前の市民部のところで、システム改修で幾つかやっぱり補正、出てくることあるんですけども、今回、健康福祉部さんのほうのシステム改修に関する、どういう背景があって、そのシステム改修をするのか、説明いただけますか。

○石原地域福祉課長 23ページのほうに掲載をさせていただきました総合支援サービス事務費のシステム改修の部分につきましては、主に障害者の制度に関する国の制度改正に伴うものを対応するシステムを改修しようというものでございまして、これが、現在国のほうでまだ正式に発表されていない部分も実はあるんですけども、そちらを来年度からその制度を運用するに当たって、今年度中にシステムを改修する必要があるということで、今、システムの事業者も国からの情報収集に努めておりますし、我々もその情報収集に努めているところでございますけれども、そちらの改修をしていくというふうに考えております。

○秋山委員 そうしますと、まだ国のほうで決定はされていないけれども、4月からその決定に応じてスムーズに業務を進められるように今年度に見越して、この、そうすると、この数字はかなり、これで補正を出していますけど、結果、変更の可能性も高いという数字になるのでしょうか。

○石原地域福祉課長 システム会社のほうも、その辺も見越して一応費用の積算はしていると思うんですけども、基本的にはよっぽど大きな、今見込んでいる改修からよっぽ

ど大きなものがない限り、金額は変わらないとは思っているんですが、今想定していないような大きな制度改修があった場合には、もしかしたら変わるという可能性もゼロではないとは思っています。

○秋山委員 了解です。

○青島委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第56号「平成29年度焼津市一般会計補正予算(第4号)案」中、健康福祉部所管部分は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○青島委員長 議第62号「平成29年度焼津市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)案」を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

○青島委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○秋山委員 ここでもシステム改修のことが項目であるんですけども、歳入で、国庫補助金でシステム改修の事業補助金が247万円出ていまして、歳出のほうでシステム改修事業費916万9,000円とあるんですけど、これ、同じことの話と考えていいんですか。

○山本介護保険課長 同じものなんですけれども、補助金額と支出額が違うのは、補助率が、国庫補助金の基準額がありまして、そちらのほうの2分の1となりますので、上限の金額が入ってくるようになっております。同じものに対する、システム改修に対するものとなります。

○秋山委員 制度改正で、具体的にどういう制度の改正に伴うものか、ちょっと教えてください。

○山本介護保険課長 今回の制度改正ですけれども、平成30年度の4月の制度の対応になるものになりまして、平成29年度中に作業をするものになります。

具体的な内容となりますのは、かなりの改正があるんですけども、主なものになりますと、新たな介護保険の施設の創設や、あと、要介護認定に係る業務の見直し、それから、介護報酬改訂等による地域区分の見直しとか、そういったような制度改正に対応するパッケージの適応を予定しております。

○秋山委員 そうすると、制度改正の、制度が改正するのが平成30年からということで、先ほどの話もちょっと通じますし、今回、総務のほうでマイナンバーのほうは旧性の併記ができるようにということで、マイナンバーのほうのシステム改修でも2,000万円ちょっと補正が出ているんですけども、それも平成30年から対応できるようにシステム改修ということなんですけども、そうすると、制度改正そのものについての議案というのは、これは国の制度であるから、それによって、それがこの議会で議案として何かかわってくるということはあるんでしょうか。

というのは、制度そのものの改正が決定していないけれども、先にシステムを改修で準備を進めるということは、その制度そのものがまだ国で決定されていないのにそれをやっていくということが何かこうスムーズに、決まってからやるということが求められるということはあるんですけども、こういうことは今までも幾つもあったんだろう

など思いながら、その辺についてちょっと。

- 山本介護保険課長 平成30年度からの改正につきましては、もう法律上ではもう決まっていることでございます。

介護保険制度は大体3年ごとにこういった改正がありますので、市としても事業計画の見直しは3年ごとにやっております、来年度からの3カ年の事業計画を今担当課でも作成しているところです。

以上です。

- 秋山委員 済みません、混乱していたかなと思いますけれども、つまり、もう決定していることであるからというふうに受けとめればいいんですか。わかりました。
- 石原地域福祉課長 先ほど私のほうで、まだ決定していないみたいになちょっと言い方をしちゃったものですから申しわけなかったんですけど、基本的に大部分はある程度わかってきておまして、その中で、一部まだ確定していないというか、そういう部分がありますということなので、制度改修そのものに着手できないような状況ではないということ御理解いただければと思います。
- 松本委員 ちょっと俺がそう言っちゃあれだろうね。秋山委員が言われているのを私もちょっと、ああそうかなと思ったんだけど、そういう制度改正がなされるものについて、あらかじめ、議員のほうへ議案審議として、その制度改正するものについてだよ、そういうものを出さなくて、そのままやっちゃうようなことなんですかということ聞いていると思うんだよ。

だから、私も、そういうことじゃないよと。これはこうして変わる、要はその制度というか、我々議員のところへ出さなくても変えていく制度だよということなら、わかるだ。

ところが、そうじゃなくて、後でそういう議案が出てきちゃおかしいじゃないということ言わんとしている、私も今ちょっとわかったなという感じするだけ、そういうことじゃないですよ。別に、後で議案を出すとかなんとかということじゃなくて、いろいろの今までやってきた制度を変えるだけであって、議案審議するようなものじゃないよということいいでしょう。

- 河野健康福祉部長 今、松本委員がおっしゃったように、今回のシステム改修につきましては、介護保険法の国の制度のほうの改正でございます、市のほうの条例にかかわるとい、そういうような議案の部分ではございませんので、平成30年度から新たに、もう国で決まっているものを平成29年度中に用意をしなくてはならないと、そういう形の中でございます。

- 松本委員 了解。

- 杉田委員 済みません、ちょっと自分もよくここがわからないもんでお聞きしますけど、歳入のほうで給付費の支払準備金、基金からの取り崩しで2億1,300万円あって、それで、前年度繰越金が7億3,800万円あります。そして、歳出のほうで、償還金のほうで国と県のほうに4億2,100万円を償還しなきゃならない、その中身がちょっとよくわからないんですけど、それで、最終的に、ちょっと今決算書を忘れちゃったんだけど、基金は今全体でこれで幾らになるんですかね。

今の基金が幾らになるかという問題と、この基金の取り崩しをした内容、それと、前

年度繰越金との関係、ちょっと教えてください。

- 山本介護保険課長 それでは、まず、基金の残高の予定のほうから御説明申し上げますけれども、介護保険給付費支払準備基金ですけれども、平成28年度末の残高が5億8,450万円ほどございまして、今年度、基金の利子、それから、先ほどの議案にもございました積立金を261万9,000円と、それから、基金利子が117万2,000円ほど予算をとってあるんですけれども、そちらのほうを合わせますと、今の時点で基金の残高は5億8,820万円程度の残高になると予想をしております。

繰り越すと、それから、基金の取り崩しの減額なんですけれども、前年度の繰越金が7億3,800万円ほどございまして、国や県への返還金が、今回の議案にありますように、4億2,113万円ほど、それから、一般会計への返還金が1億2,000万円ほどありまして、今回、基金の取り崩しをしないということで基金取り崩しの減額をしましたので、そちらのほうに繰越金を充てるという形で考えております。

済みません、ちょっとうまく説明ができなくて申しわけありませんが、そうすると、積立金の残高が261万9,000円ほど出るという計算になってまいります。

- 杉田委員 だめだ、後で聞きに行く。いいです、今はいいにします。
- 青島委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第62号「平成29年度焼津市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)案」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

- 青島委員長 議第79号「焼津市総合福祉会館条例の一部を改正する条例の制定について」及び議第80号「焼津市大井川福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について」は関連があるので一括議題としたいが、御異議はないか。(異議なし)

それでは、一括議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

- 青島委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。
- 杉田委員 具体的にどういう障害者団体がどういうところを、例えば今ボランティアビューローだとか、そういうところを使われていると、この前聞き取りのときに聞いたんですけど、そのほか、こんなところをこういう障害者団体が今使いたいだとか、そういう要求があって、それを免除していくというの、そういう方向を考えているのか、具体的な要求だとか、そういうのが出ている中でこれが提案されているのかどうかお聞きしたいんですけれども。
- 石原地域福祉課長 障害者団体の減免でございますけれども、こちらは、そういった団体の皆様から要望をいただいて今回実施をさせていただくものではなくて、市のほうで、先ほど申しました障害者の皆さんの負担軽減と社会参加を促進するという観点から今回提案をさせていただいております。

その団体の条件については、これから規則で定めることとなりますけれども、今、我々のほうで想定しておりますのは、構成員の過半数が障害者もしくは障害者を援護する御家族の方で構成されている団体について、この減免の対象にさせていただこうとい

うふうに考えておりますので、通常、今、我々のところでいろいろかかわり持たせていただいている障害者の皆さんで構成されている団体というのは、今回の減免の対象になるものというふうに考えております。

○杉田委員 家族が中心になっている障害者の、ありますよね。これは障害者だけになるのかな、認知症だとか、そういうのは入らないのかな。そういう人たちがウェルシッピンなんかを使っているグループありますよね。そういうところもその団体に含まれるのかなと。

○石原地域福祉課長 障害者の定義につきましては、障害者手帳をお持ちの方ということをやらせていただきたいものですから、大変申しわけないんですけど、認知症の方のグループみたいなものは今回の対象とはさせていただけないかなと思います。

○杉田委員 わかりました。

具体的に、例えば、いろんな身体あったり、精神あったり、3つがあると思うんですけど、その人たちが今どんなところを使っている、その人たち、施設の中のいろんな会議室だとか、あと、多目的とか、そういうのあると思うんですけど、そういうところを利用する可能性とかそういうものというのは今までの活動の中で、こういうところが、こういう人たちが今まで使っていたけど、こっちを使うこともっと便利になるだろうなというようなことは想定をされていますか。

○石原地域福祉課長 最初の御質問でもお話ししたとおり、特に御要望をいただいてということではないものですから、正直、どういったニーズがあるかというところを正確に把握しているわけではないんですけども、障害者の皆さんに社会参加していただきたい、また、障害者の方を支える活動をしている方に活動しやすくしていただきたいということで今回制度を構築してございますので、主にはウェルシッピンなどを使っていたきたいですし、あとは社会体育施設などは障害者、当事者の方が社会参加の機会として活用していただければというふうに考えております。

○杉田委員 一応、わかりました。

あと、障害者を支えるいろんな人たち、ボランティアでやられている方が、そういうグループがありますけど、そういうグループの人たちが一緒に参加する場合は、そのボランティアの人たちもこの免除の対象になっていくのかどうか。

例えば、障害者のそういうグループがあって、それを支えるボランティアの人たち、ほとんど同じような人数であったり、あるいはボランティアの人のほうが人数が多かったり、それは十分あると思うんですけど、そういう場合にはそういう人たちの免除というのもあるんですか。

○石原地域福祉課長 減免の対象にさせていただく団体の要件として、先ほど申しましたが、障害者当事者もしくは御家族の方が半分以上の団体ということで考えておまして、純粋なボランティアで障害者の当事者とか御家族がいないで、本当に支援するだけの人たちのところについては今回の対象から外れております。

ただ、そういった方については、現状も福祉団体ということで、ウェルシッピンの利用なんかを2分の1免除ということはさせていただいてございますので、その範囲の中でまた引き続き活動いただければありがたいと思っております。

○青島委員長 つき添いの関係を含めて、障害者がいて……。

- 杉田委員 家族じゃないボランティアのつき添いっているよね。
- 青島委員長 そういうふうにとってくれました。障害者がいるでしょう。そのところへ支援団体、ボランティアの、そういう人たちが行ったときに、その人たちのやつがどうなるかと。
- 石原地域福祉課長 なかなか利用の場面場面が想像はちょっとしにくいんですけども、あくまでもその団体として、例えば会議室を活用しますということで御申請をいただくので免除になります。その団体の、例えば、その会議にサポートする方がいらっしゃって、じゃ、そこにいるから人数が半分超えたから、これは有料だとかと、そういう話にはならないので、あくまでも利用申請する団体を見て、減免要件に該当しているかということを判断させていただくことになると思います。
- 村松副委員長 今まで以上の不利益にはならないということ。
- 青島委員長 不利益にならないようにしていただく、できるだけ活用するようにすればいい。
質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第79号「焼津市総合福祉会館条例の一部を改正する条例の制定について」及び議第80号「焼津市大井川福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

- 青島委員長 議第89号「焼津市と藤枝市との間の救急医療事務の委託に関する規約の変更について」を議題とし、当局の説明を求める。
(当局説明)

- 青島委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。
- 秋山委員 これは、藤枝市側の指定管理についてのルールの見直しに伴って、焼津市に関係することとするとこの救急のことが出てきたということなんではなかしらね。
- 鈴木健康政策課長 委員のおっしゃるとおりです。
- 青島委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第89号「焼津市と藤枝市との間の救急医療事務の委託に関する規約の変更について」は全会一致、可決すべきものと決定

- 青島委員長 以上で健康福祉部所管の議案の審査は終了した。
以上で当委員会に付託されていた議案の審査は終了した。
これで市民厚生常任委員会を閉会とする。

閉会(11:26)